

伏見地域ふれあい会館 利用のしおり



令和4年4月

伏見地区自治連合会

伏見地域ふれあい会館運営委員会

伏見地域ふれあい会館は、奈良市指定管理者制度により伏見地区自治連合会に管理運営を委託されております。

伏見地域ふれあい会館は、だれでも、いつでも様々な目的の活動に利用していただき、利用者が安全に安心して利用できる地域のコミュニティ会館をめざして参ります。

伏見地域ふれあい会館は、公共施設でありますので市条例や規則に則り、適切な管理と運営をおこなうために、会館規程や細則などを設けています。

そのために利用者を守っていただく事項がありますので必ず遵守して下さい。

1. 開館時間

○利用時間は、9：00から20：30までとし、午前・午後・夜間の区分となります。

○利用時間には、準備と後片付けに要する時間を含みます。

▶午前 9：00～12：00

▶午後 13：00～16：00

▶夜間 17：30～20：30

(但し、午前～午後 午後～夜間 午前～夜間の利用も可能)

2. 利用料金

	9:00~12:00	13:00~16:00	17:30~20:30	9:00~16:00 13:00~20:30	全日
大会議室	¥2,300	¥2,300	¥2,300	¥5,000	¥7,500
中会議室	¥1,500	¥1,500	¥1,500	¥3,300	¥5,000
小会議室	¥500	¥500	¥500	¥1,100	¥1,600

○利用料金のお支払いは申込受付時をお願いします。

○利用料金の還付は基本できませんが、次の場合は還付します。

▶施設側の理由により利用できない場合

▶利用者の都合で取り消しが生じた場合で利用1ヶ月以上前の場合

※1ヶ月以内前の取り消しは還付しませんのでご注意ください。

▶その他市長がやむを得ない理由があると認めた場合はその全部及び一部

3. 利用申込

○会館を利用する場合は、備え付けの申込書に必要事項を記入し、2ヶ月前の月初めに会館事務所に提出してください。(その日が休館日の場合はその翌日となります)

○予約受付は、午前9：00～9：15に行ないます。例)7月分は5月1日に申し込み
2ヶ月前の予約において重なった場合は譲り合ってくださいよう申込者側で調整し

てください。調整がつかない場合はくじ引きとします。

なお、2ヶ月前に受付した後、空室がある場合は使用の1週間前までは受け付けます。

○会館を使用する団体において継続的に使用する場合は、団体登録をすることができます。団体登録すると使用の手続きが簡単になります。1年に1回登録更新を行います。

例えば、申込時に登録番号を記入していただくと特に変更がない限り、利用者名簿や使用目的、住所等が省略されます。詳しくは事務所まで

4. 会館の休館日

○ふれあい会館は、毎週火曜日と年末年始12月29日～1月4日が休館日です。

5. 利用制限

○次のような利用は認められません。

- ▶政治活動
- ▶宗教活動
- ▶営利目的とする活動
- ▶公序良俗に反する活動
- ▶中学生以下のみでの活動（但し、保護者付き添いがある場合は可）
- ▶その他運営委員会が不相当と認めた活動

6. 利用許可の変更及び取り消し

○運営委員会が緊急に変更及び取り消しが必要と認めた場合、又は施設等の利用に支障が生じた場合は、使用予約者に対して理由を説明したうえで、利用日時の変更または解約をお願いすることがあります。

例えば、市から会館閉鎖の指示があった場合。

気象警報等が発令されている場合。

会館の設備等緊急に点検を行う場合。

7. 会館利用において守っていただくこと。（遵守事項）

- ▶届けていない他の部屋及び附属設備の使用はしないでください。
- ▶他人に危害を及ぼしたり、他人に迷惑となる行為をしない。またこれらの恐れがある物品を持ち込まないでください。
- ▶利用終了時には整理整頓・清掃及び使用した設備等を元に戻し、会館事務所に終了の報告をしてください。
- ▶施設又は付属設備を壊したり、汚したり、失くした時は、速やかに会館事務所に報告し、指示を受けてください。弁償していただく場合があります。
- ▶貴重品は自ら管理し、紛失等については自己責任となります。
- ▶お互いに気持ち良く会館を利用するために時間管理や清掃など次の使用者に配慮し、ごみなどは必ず持ち帰っててください。

- ▶ **施設敷地内は全面禁煙**です。
- ▶ **ペット（動物）の持ち込みは禁止**します。（介助犬は含みません）
- ▶ 飲食・飲酒については、可能ですが運営委員会の判断により限度を超えると判断した場合は使用を停止します。また、容器や空き缶、ごみは必ず利用者で持ち帰り処分してください。手配業者が回収する場合は利用時間内に時間を指定してください。
- ▶ **施設に駐車場がありません**ので車での来館を控えていただき、近隣の道路への駐車は迷惑駐車となりますので絶対にしないでください。
会館には緊急用と障がい者用の駐車スペースがありますが、使用される場合は事前に会館事務所の許可をもらってください。
また、自転車は決められた場所に駐輪し、道路にはみ出して止めないでください。
トラブルが生じた場合、当事者同士で解決し、会館は一切責任を負いません。
- ▶ 使用する備品機材等について、持ち込んだ機材は必ず持ち帰ってってください。
会館で保管はできません。
- ▶ その他必要なことは会館事務所に問い合わせてください。

※使用申請書等様式は市ホームページからダウンロードできます。

奈良市地域ふれあい会館 ▶ 「伏見地域ふれあい会館」 ▶ 様式で検索してください。



< 駐車場はありません >